

25 静建土土管第 4077 号

平成 26 年 2 月 18 日

占 用 者 各 位

土木管理課長

土木事務所長

河川法の一部改正に伴う河川占用許可工作物の維持又は修繕について（お知らせ）

河川法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 35 号）が施行され、新たに河川占用許可工作物を良好な状態に保つよう維持又は修繕することが明確化されました。あわせて河川法施行令及び河川法施行規則が施行され、河川占用許可を受けて工作物を設置した占有者が共通して守るべき技術的基準等が定められました。

占有者各位にあつては、河川占用許可を受けて設置した許可工作物について、別紙(参考)に示す技術的基準等を遵守し、許可工作物を良好な状態に保つよう適切な維持又は修繕に努められるようお願いいたします。

葵区、駿河区の問い合わせ先
静岡市建設局土木部 土木管理課 占用担当
電話（直通）054-221-1442

清水区の問い合わせ先
静岡市建設局土木部 土木事務所 管理担当
電話（直通）054-354-2202

別紙（参考）

■河川法（河川管理施設等の維持又は修繕）

第 15 条の 2 河川管理者又は許可工作物の管理者は、河川管理施設又は許可工作物を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって公共の安全が保持されるように努めなければならない。

- 2 河川管理施設又は許可工作物の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、政令で定める。
- 3 前項の技術的基準は、河川管理施設又は許可工作物の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含むものでなければならない。

■河川法施行令（河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準等）

第 9 条の 3 法第 15 条の 2 第 2 項の政令で定める河川管理施設又は許可工作物（以下この条において「河川管理施設等」という。）の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、次のとおりとする。

- 一 河川管理施設等の構造又は維持若しくは修繕の状況、河川の状況、河川管理施設等の存する地域の気象の状況その他の状況（次号において「河川管理施設等の構造等」という。）を勘案して、適切な時期に、河川管理施設等の巡視を行い、及び草刈り、障害物の処分その他の河川管理施設等の機能（許可工作物にあつては、河川管理上必要とされるものに限る。）を維持するために必要な措置を講ずること。
 - 二 河川管理施設等の点検は、河川管理施設等の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。
 - 三 前号の点検は、ダム、堤防その他の国土交通省令で定める河川管理施設等にあつては、1 年に 1 回以上の適切な頻度で行うこと。
 - 四 第二号の点検その他の方法により河川管理施設等の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、河川管理施設等の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。
- 2 前項に規定するもののほか、河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

■河川法施行規則（河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準等）

第7条の2 令第9条の3第1項第三号の国土交通省令で定める河川管理施設等は、次に掲げるものとする。

- 一 ダム（土砂の流出を防止し、及び調節するため設けるもの並びに基礎地盤から堤頂までの高さが15メートル未満のものを除く。）
- 二 堤防（堤内地盤高が計画高水位（津波区間にあつては計画津波水位、高潮区間にあつては計画高潮位、津波区間と高潮区間とが重複する区間にあつては、計画津波水位又は計画高潮位のうちいずれか高い水位）より高い区間に設置された盛土によるものを除く。）
- 三 前号に掲げる堤防が存する区間に設置された可動堰
- 四 第二号に掲げる堤防が存する区間に設置された水門、樋門その他の流水が河川外に流出することを防止する機能を有する河川管理施設等

2 令第9条の3第2項の国土交通省令で定める河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、同条第1項第二号の規定による点検（前項各号に掲げる河川管理施設等に係るものに限る。）を行った場合に、次に掲げる事項を記録し、これを次に点検を行うまでの期間（当該期間が1年未満の場合にあつては、1年間）保存することとする。

- 一 点検の年月日
- 二 点検を実施した者の氏名
- 三 点検の結果（可動部を有する河川管理施設等に係る点検については、可動部の作動状況の確認の結果を含む。）